

安全保障理事会決議 2085 (2012)

2012年12月20日、安全保障理事会第6898回会合にて採択

安全保障理事会は、

マリに関する、安保理決議 2056 (2012) および 2071 (2012)、2012年3月26日の安保理議長声明 (S/PRST/2012/7)、2012年4月4日の安保理議長声明 (S/PRST/2012/9) 並びに 2012年3月22日、2012年4月9日、2012年6月18日、2012年8月10日、2012年9月21日、2012年12月11日の安保理報道声明を想起し、

マリの主権、統一および領土保全に対する安保理の強い公約を再確認し、

マリ北部における状況およびテロリスト集団の定着並びに犯罪組織網は、マリ全体の住民に対するおよびサヘル地域、より広範なアフリカ地域並びに全体としての国際社会における安定に対する重大な且つ緊急の脅威を与え続けていることを強調し、

マリの暫定当局の活動におけるマリ防衛治安部隊の構成員の継続した妨害を強く非難し、マリにおける民主的統治と憲法秩序の回復に向けて迅速に活動する必要性を強調しまた選挙過程と国民対話のための行程表を策定することにおいてマリの暫定当局を支援する、西アフリカ事務総長特別代表を通したものを含む、事務総長の現行の取組を考慮し、

分離独立運動、テロリストおよび犯罪組織網を含む武装集団の存在並びに彼らの増加する活動およびこの地域における国家の平和、安全並びに安定を脅かす同地域内外からの武器の継続的拡散により更に錯綜している、サヘル地域における不安定さおよび著しい現行の人道危機について重大な懸念が残存し、

文民、特に女性や子供、に対する暴力、殺人、人質を取ること、略奪、窃盗、文化的および宗教的遺跡の破壊並びに子ども兵士の勧誘に関係するものを含む、武装叛徒、テロリストおよび他の過激派集団によるマリ北部における人権のあらゆる侵害を強く非難し、そのような行為の幾つかは、ローマ規程の下での犯罪と同然であることおよびそれらの犯人は責任を問われなければならないことをくり返し表

明しそしてマリの暫定当局が 2012 年 1 月以降のマリにおける状況を 2012 年 7 月 13 日に国際刑事裁判所に付託したことに留意し、

マリの北部における占領地域を取り戻すためにマリ軍を支援する国際的な軍事部隊の、国際連合憲章により規定されたような第 VII 章の下での、安全保障理事会決議を通じた、展開の承認を要請している、2012 年 9 月 18 日付マリ暫定当局発事務総長宛書簡を想起しまたマリ北部で行われた戦争犯罪および人道に対する罪の犯人を訴追するための国のおよび国際的な取組を、国際的な軍事部隊のようなものを通してものを含んで、支援する必要性を強調し、

ECOWAS 加盟国、同地域の諸国および他の国際的協力者が参加した 2012 年 10 月 19 日のバマコでのマリにおける状況に関する支援およびフォローアップグループの第二回会合におけるマリ危機の解決のための戦略概念に対する支持並びに 2012 年 10 月 24 日のアフリカ連合平和安全保障理事会によるその採択に留意し、

2012 年 11 月 11 日にアブジャで開催された ECOWAS 国家元首および政府の長の緊急会合の最終コミュニケ並びに国際軍事部隊およびマリ防衛治安部隊のための作戦の共同戦略概念を支持した 2012 年 11 月 13 日のアフリカ連合平和安全保障理事会のその後のコミュニケに留意し、

事務総長サヘル特使としてのロマノ・プロディの任命並びにマリおよびサヘルに対するアフリカ連合上級代表としてのピエール・ブヨヤの任命を歓迎し、また彼らに対し、西アフリカ事務総長特別代表および ECOWAS 仲介者と密接に協議して活動することを奨励し、

西アフリカ事務総長特別代表、イスラム協力機構 (OIC) およびマリの隣国の支援を得た、ECOWAS 主導の仲介努力を歓迎し、

政治的および治安の進路並びにマリの影響を与えている危機に対する包括的解決に関する継続的活動のための 2012 年 11 月 28 日付のマリに関する事務総長報告書 (S/2012/894) に留意し、

マリ当局が、同国が直面している相互に関連している危機を解決するための主要な責任を有していることおよびマリにおける危機に対するあらゆる持続可能な解決がマリ主導でなされるべきことを強調

し、

国際社会に対し、治安、開発および人道問題を網羅している当面のまた長期的な必要性のための調整された行動を通してマリにおける危機を解決するための支援を提供することを奨励し、

マリにおける事態が、国際の平和および安全に対する脅威を構成していることを認定し、

国際連合憲章第7章にもとづいて行動して、

## I. 政治的過程

1. マリの暫定当局に対し、ECOWAS の後援の下で調印された 2012 年 4 月 6 日の枠組協定に一致して、広い層に支持を得た且つ包括的な政治的対話を通して移行の行程表を完了すること、2013 年 4 月までの若しくは技術的に可能であればそれより早くの選挙を求める上述された協定に従って、平和的、信頼のおける且つ包括的な大統領および議会選挙の実施を通じたものを含む、憲法秩序および国民的統一を十分に回復することを促し、事務総長に対し、ECOWAS およびアフリカ連合と密接に調整して、合意の上で確立された一般原則に基づいた選挙過程の実施を含む、そのような行程表の準備においてマリの暫定当局を支援し続けることを要請しまた更にマリの暫定当局に対し、その時宜を得た実施を確保することを促す。

2. マリの叛徒集団が、テロリスト集団、特にイスラーム・マグレブ諸国のアル・カーイダ (AQIM) や関連集団とのあらゆる結びつきを断ち切りそしてこのための具体的且つ明らかな措置を講じることを要求し、決議 1267 (1999) および 1889 (2011) に従った委員会により定められ且つ維持されているアル・カーイダ制裁一覧表への西アフリカ統一聖戦運動 (MUJWA) の一覧表掲載について考慮し、またこれらの叛徒集団とアル・カーイダおよび AQIM と MUJWA を含む関連集団とのあらゆる結びつきを断ち切っていない個人に対して、上述の体制の下での、対象を特定した制裁を更に採択し続ける安保理の用意を更にくり返し表明する。

3. マリ暫定当局に対し、テロリスト組織、特に AQIM および MUJWA を含む関連集団とのあらゆる結びつきを断ち切ったまたマリ国の統一並びに領土保全を、無条件でまたマリ北部における共同体の

積年の懸念に対処する目的で、認めているマリ北部のあらゆる当事者との交渉のための信頼の置ける枠組みを速やかに定めることを促し、また、事務総長に対し、西アフリカ事務総長特別代表を通して、ECOWAS 仲介者とアフリカ連合マリおよびサヘル上級代表並びに OIC と調整して、彼らの仲介能力を高めまたそのような対話を促進且つ強化するためにマリの暫定当局を支援する適切な措置を講じることを要請する。

4. 2012年12月11日の首相の辞任および政府の解散を導いた状況を非難し、マリ軍の構成員は、暫定当局の活動において妨害すべきではないという安保理の要求をくり返し表明しまたマリにおける憲法秩序の履行を妨げる者を含む、平和、安定および治安を損なう行動をとる者に対して、必要な場合には、適切な措置を審議する安保理の用意を表明する。

5. 全ての加盟国に対し、決議 1989 (2011) および 2083 (2012) に従ったその義務を履行することを求めまた資金を増やすか政治的妥協を得る目的でマリおよびサヘル地域全体でのアル・カーイダによる誘拐並びに人質を取る事件を強く非難する。

## II 治安過程

### マリ軍の訓練

6. マリ領域全土でのマリ防衛治安部隊の統合および再配置は、マリの長期の安全と安定を確保するためにまたマリ国民を保護するために最も重要であることを強調する。

7. 加盟国、地域的機関および国際機関に対し、調整された支援、専門知識、人権並びに国際人道法に関するものを含む訓練、およびマリ防衛治安部隊に対する能力構築支援を、マリの国家領域全体に対するマリの国家権威を回復するために、マリの統一および領土保全を支持するためにまたテロ組織並びに関連集団により与えられた脅威を削減するために、その国内の要求に一致して、提供することを促し、さらに彼らに対し、その貢献を事務局に定期的に通報することを招請する。

8. マリ防衛治安部隊に対して軍事訓練と助言を提供するためマリに対する軍事使節団のヨーロッパ連合による計画された展開を含む、マリ防衛治安部隊の能力の再構築に対する加盟国および国際機関の

公約に留意する。

### *AFISMA の展開*

9. 初動期間1年のマリにおけるアフリカ主導の国際支援ミッション（AFISMA）の展開を承認することを決定する。それは、以下の任務を実行するため、適用可能な国際人道法および人権法に一致してまたマリの主権、領土保全および統一について十分に尊重して、あらゆる必要な措置を講じるものとする。

(a) ヨーロッパ連合および他の加盟国を含む、この過程に関与している他の国際的協力者と密接に調整して、マリ防衛治安部隊の能力の再構築に貢献すること。

(b) 一般市民に対する軍事行動の影響を削減するための適切な措置を講じつつ、テロリスト、過激派および武装集団の支配下にあるマリ領域の北部における地域を回復すること並びに AQIM、MUJWA および関連する過激派集団を含むテロ組織により与えられた脅威を削減することにおいてマリ当局を支援すること。

(c) 安定化活動への移行に向けて、治安を維持することにおいてマリ当局を支持しまた適切な能力を通して国家権力を強化すること。

(d) 住民を保護するというマリの主要な責任においてマリ当局を支援すること。

(e) その能力の範囲内および人道支援関係者との密接な調整において、人道援助の文民主導の提供および国内避難民並びに、要請された場合には、難民の自発的帰還のための安全な環境を創設するためにマリ当局を支援すること。

(f) その要員、設備、施設、装備および任務を保護すること並びにその要員の安全と移動を確保すること。

10. アフリカ連合に対し、ECOWAS、事務総長および他の国際機構並びにマリ危機に関与している二国間協力者と密接に協議して、(i) 憲法秩序の回復およびマリ当局とテロ組織とのあらゆる結びつきを断ち切ったマリ北部におけるあらゆる当事者との間の交渉のための行程表を含む、マリにおける政治的過程における進展、(ii) 国際人権法、人道法および難民法の下での義務の状態にある AFISMA およびマリ防衛治安部隊双方の軍事並びに警察部隊の効果的訓練、(iii) 人員配置における指導力および部隊の装備の水準、後方支援、空軍および陸軍の火力支援と共に合同軍事作戦を実施するための情勢および地勢状況並びに能力に対するその作戦上の適用を含む、AFISMA の作戦上の用意、(iv) マリ防衛

治安部隊の効率性との相互作用を含む、AFISMA の命令系統の効率性、に関する、マリ北部における攻撃的作戦の開始前のものを含む、AFISMA の展開および活動に関して 60 日毎に安全保障理事会に報告することを要請し、またマリ北部における攻撃的作戦の開始前のこれらの達成条件を密接に監視する安保理の意思を更に表明する。

11. 軍事的な計画立案は、攻撃的作戦の開始前に更に洗練されることが必要であることを強調した事務総長が、マリ、ECOWAS、アフリカ連合、マリの隣国、同地域の他の諸国およびあらゆる他の利害関係のある二国間協力者や国際機構と密接に調整して、過程の進展について安保理に定期的に通報して、AFISMA の展開のための計画立案および展開のための準備を支援しつづけることを要請し、また事務総長が計画された軍事的な攻撃的作戦について安保理が満足していることを事前に確認もすることを要請する。

12. 事務総長に対し、マリ当局により要請される時には、法の支配および治安制度を含むマリ国家当局の拡張、地雷除去活動、国民対話の促進、地域的協力、治安部門改革、人権並びに元戦闘員の主要な動員解除、武装解除および社会復帰に対する尊重と共に、マリの北部における軍事作戦に伴って若しくは後に続いて要求される決定的に重要な分野に支援を提供することを要請する。

#### *国際的支援*

13. サヘル地域からのものを含む、加盟国に対し、AFISMA がその職務権限を遂行することができるように AFISMA に対して部隊に提供することを求め、ECOWAS 諸国により既に誓約された部隊の提供を歓迎しまた加盟国に対し、この目的のためにアフリカ連合、ECOWAS、国際連合、部隊提供諸国および他の援助供与国と密接に協力することを更に奨励する。

14. 加盟国、地域的および国際的機構に対し、AFISMA 並びにマリ当局と密接に調整して、AQIM、MUJWA および第 9 項(b)に従った関連する過激派集団を含む、テロ組織により与えられる脅威を削減する取組、軍事訓練、装備の提供、情報、兵站的支援並びに必要な援助を含む、AFISMA に対する調整された支援を提供することを促す。

15. マリの暫定当局およびマリにおける他の全ての当事者に対し、とりわけ、AFISMA の職務権限

を十分に実行することを可能にするためにマリの領土全体におけるその安全および妨害のない且つ迅速なアクセスを伴った移動の自由を確保することにより、その展開と作戦に十分に協力することを求め、またマリの隣国に対し、AFISMA の職務権限の履行を支援するため適切な措置を講じることを更に求める。

16. マリにおけるあらゆる当事者が、人道支援要員および供給品の安全を確保するため適切な措置を講じることを要求し、またマリにおけるあらゆる当事者が、国際人道、人権および難民法並びに人道援助の指導原則に一致して、マリ全土で援助を必要としている人に人道援助を提供するための安全および妨害のないアクセスを確保することを更に要求する。

## 人権

17. マリ当局が、マリにおける文民を保護する主要な責任を有していることを強調し、武力紛争下の文民の保護に関する安保理諸決議 1674 (2006)、1738 (2006) および 1894 (2009)、子どもと武力紛争に関する安保理諸決議 1612 (2005)、1882 (2009) および 1998 (2010) 並びに女性、平和および安全に関する安保理諸決議 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009)、1889 (2009) および 1960 (2010) を更に想起し、またマリにおける全ての軍事部隊に対し、これらを考慮することを求める。

18. マリにおける軍事作戦の文脈において、国際連合、地域および準地域機構並びに加盟国により提供されたあらゆる支援は、国際的な人道および人権法並びに難民法に一致するものとすることを強調し、更に事務総長に対し、マリ北部における軍事作戦に関連して国際的な人道および人権法に忠実であることを監視するため下記第 23 項に言及された国際連合の現地関与の範囲内で関連する能力を確保することおよび下記第 24 項に言及された安全保障理事会に対する事務総長定期報告に、マリ北部における文民の状況およびマリ北部における人権法、国際人道法と難民法のあらゆる違反を含むこと、並びに女性と子どもを含む一般住民に関する軍事作戦の何らかの悪影響を和らげるための方法について助言することを要請する。

19. AFISMA に対し、その職務権限に一致して、マリにおける重大な人権侵害および国際人道法違反の実行者を訴追するため、国内や国際刑事裁判所のものを含む国際的な取組を支援することを求める。

## 資金調達

20. 加盟国および国際機構に対し、AFISMA の展開とその職務権限の実施を可能にするため AFISMA に財政的支援および品物での寄付を提供することを求めまたアフリカ平和ファシリティの利用を通じて AFISMA に対するかかる財政的支援を提供するヨーロッパ連合の意思を歓迎する。

21. 初動期間 1 年の装備およびサービスを含む AFISMA に対する自発的且つ国際連合が資金提供する兵站支援パッケージの提供を審議する安保理の意図を表明し、AFISMA に対する兵站支援パッケージの可能な展開および財政コスト支援に関する事務総長書簡 (S/2012/926) を考慮した、このために、事務総長に対し、アフリカ連合、ECOWAS およびマリ当局と調整して、かかる自発的且つ国際連合が資金提供する兵站支援パッケージのために、本決議の採択から 30 日以内に、敏速な、透明なまた効果的な実施のための詳細な勧告を含む、選択肢を更に策定した洗練することを要請する。

22. 事務総長に対し、AFISMA および／またはマリ防衛治安部隊の訓練や装備に対する用途を特定したおよび／または用途を特定しない財政支援を加盟国が提供できる信託基金を設立することを要請し、また事務総長に対し、アフリカ連合および ECOWAS と調整して、可及的速やかに、この信託基金に対する寄付を要請するための資金供与国会議の開催を支援することを要請し、加盟国に対し、信託基金の存在が直接的な二国間合意の締結を妨げるものではないことに留意しつつ、この信託基金に対し気前よく且つ速やかに寄付することを求め、またアフリカ連合に対し、ECOWAS および事務総長と協議して、この信託基金に対する予算要請を提出することを更に要請する。

## 国際連合の現地関与および報告

23. 事務総長に対し、(i) 現行の政治過程および (ii) 治安過程に対する、調整された且つ一貫した支援を提供するため、上記第 12 項に一致してまた AFISMA についての計画立案、展開並びに作戦に対する支援を含む、マリにおける多次元的な国際連合の現地関与を、マリ当局と協議して設立することを要請したそれ故事務総長に対し更なる審議のために安保理に具体的且つ詳細な提案を可及的速やかに提出することを要請する。

24. 事務総長に対し、マリにおける状況について安保理に定期的に報告し続けることおよびマリにお



ける危機を解決するための政治的および安全上の取組に対する国際連合の支援に関するものを含む本決議の履行、AFISMA の展開および準備並びに AFISMA に対する自発的且つ国際連合が資金提供する支援パッケージに関連した更新された情報と勧告について、90 日毎に、書面による報告の提供を通して、安保理に伝えて報告することを要請する。

25. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。